

ボイラー実技講習修了証 [再 交 付] 申込書
書 替

(ふりがな) 氏 名			
生 年 月 日			
住 所	〒 (TEL)		
交 付 年 月 日		修了証番号	
再 交 付 又 は 書 替 の 理 由	紛失 汚損 届出警察署	氏名変更	盗難 受理番号No.

令和 年 月 日

申込者氏名

(一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部) 殿

備 考

- 1.表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2.損傷による再交付の申込みの場合にあっては旧修了証を、書替の申込みの場合にあっては旧修了証及び記載事項の異動を証する書面を添付すること。
- 3.本申込書には、本人であることを確認できる書面を添付又は提示すること。

※以下は当支部記入欄

「健康保険証・自動車運転免許証」の原本と照合済
 令和 年 月 日 照合確認者名

⑩

支部長	事務局長	係

(普通一圧取扱) 技能講習

〔 修了証再交付
修了証書替
修了証明書交付 〕

申込書

氏名 (ふりがな)			
生年月日			
住所	〒 (TEL)		
交付年月日		交付番号	
再交付又は書替の理由	紛失 汚損 氏名変更 盗難 届出警察署		受理番号No.

令和 年 月 日

申込者氏名

㊞

(一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部) 殿

備考

- 表題の()内には、労働安全衛生法別表第18各号の技能講習の種類を記入し、「修了証再交付」、「修了証書替」及び「修了証明書交付」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 損傷による修了証の再交付又は修了証明書の交付の申込みの場合にあっては旧修了証を、本籍又は氏名の変更による修了証の書替又は修了証明書の交付の申込みの場合にあっては旧修了証及び記載事項の異動を証する書面を添付すること。
- 末尾の()内には、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関(登録教習機関が該当技能講習の業務を廃止した場合(当該登録を取り消された場合及び当該登録がその効力を失った場合を含む。)及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関)の名称を記入すること。

以下は当支部記入欄

「健康保険証・自動車運転免許証」の原本と照合済

令和 年 月 日 照合確認者名

㊞

支部長	事務局長	係

(ボイラー取扱) 技能講習

〔 修了証再交付
修了証書替
修了証明書交付 〕 申込書

氏名 (ふりがな)			
生年月日			
住所	〒 (TEL)		
交付年月日		交付番号	
再交付又は書替の理由	紛失 汚損 氏名変更 盗難 届出警察署 受理番号No.		

令和 年 月 日

申込者氏名

㊞

(一般社団法人日本ボイラー協会京滋支部) 殿

備考

- 表題の()内には、労働安全衛生法別表第18各号の技能講習の種類を記入し、「修了証再交付」、「修了証書替」及び「修了証明書交付」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 損傷による修了証の再交付又は修了証明書の交付の申込みの場合にあっては旧修了証を、本籍又は氏名の変更による修了証の書替又は修了証明書の交付の申込みの場合にあっては旧修了証及び記載事項の異動を証する書面を添付すること。
- 末尾の()内には、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関(登録教習機関が該当技能講習の業務を廃止した場合(当該登録を取り消された場合及び当該登録がその効力を失った場合を含む。)及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第24条第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する機関)の名称を記入すること。

以下は当支部記入欄

「健康保険証・自動車運転免許証」の原本と照合済

令和 年 月 日 照合確認者名

㊞

支部長	事務局長	係